平成２７年（フ）第１５５号
福島県郡山市田村町金屋字上川原185番地
景山荘206号
債務者　関根　望朝
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１号
福井県敦賀市松葉町13番15―502号
債務者　松下　道夫
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第９８号
広島県呉市広白石２丁目６番33―501号
債務者　岡崎　照明
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１０８号
広島県江田島市能美町中町4875番地３
債務者　丸島　智也
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１４４号
福島県郡山市字菜根屋敷61番地の48　クリスタルコーポ102号
債務者　髙久　夏子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
神戸市中央区花隈町２番17号レスポワール花隈403号、従前の住所神戸市中央区生田町１丁目２番１―302号
債務者　横井　清美
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０００号
愛知県東海市荒尾町小池98番地　Ｃ棟11号
債務者　姫子松美代子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９８号
沖縄県那覇市字栄原６丁目７番１号　Ｃｏｌｌｉｎａ　ｄｉ　ｖｅｎｔｏ　105
債務者　西山さおり（旧姓山元）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１９号
広島県福山市神辺町字道上1009番地４　アップロードⅡ201
債務者　田井　喜朗
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１０号
沖縄県豊見城市字渡嘉敷250番地　嶺正ハイツ305号
債務者　久貝　裕樹
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７４２号
宮城県塩竈市藤倉３丁目19番７―301号　藤倉マンション梵
債務者　相沢　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８１２号
宮城県塩竈市旭町22番16―612号　スペリア塩竈旭町Ⅱ
債務者　宮崎美紀子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
秋田県潟上市天王字追分101番地142
債務者　森田　千夏
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５号
福島市蓬莱町８丁目11番21号　プライムコート101号室、従前の住所福島県伊達郡川俣町字鉄炮町54番地
債務者　蒔苗　栄一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１号
福島県東白川郡塙町大字塙字大町４丁目90番地　53―５
債務者　緑川　恵美
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
福島県いわき市鹿島町船戸字林下５番地　市営住宅７―31、申立時の住所福島県いわき市鹿島町船戸字林下20番地　市営住宅111号
債務者　吉田　一雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福島地方裁判所いわき支部